国連障害者権利条約への対応

実効的な権利保障の実現が課題

一カンボジア

四本健二

「障害者の権利法」が成立

カンボジアが長年にわたる内戦 と孤立を克服して国際社会に復帰 して約二○年、ようやく国勢調査 も全土で実施されるようになり、 障害者の実態が明らかになりつつ ある。国際的には「障害者の権利 ある。国際的には「障害者の権利 を利」に署名し、国内法も整備さ れつつあるカンボジアの障害者を れつつあるカンボジアの障害者を れっつあるカンボジアの障害者を れっつあるカンボジアの障害者を れっつあるカンボジアの障害者を れったる内戦

カンボジア人(クメール民族)のあいだでは仏教思想にもとづいるいだでは仏教思想にもとづいて、障害は前世の悪行の罪果と考えられ、こうした発想は自ずと障害者に対する蔑みの温床となってきた。そのため二〇〇二年の国際管害者デー(一二月三日)では、ナショナル・スローガンを「障害は、動物で罪ではない」とするなど、障害者に対している。

と支持を得るに至ってはいない。 景には社会にも責任があるという が直面するさまざまな不利益の背 が抱える問題として捉え、障害者 そのものを「障害」、すなわち個人 ボジアにおいてはインペアメント えてきた。いずれにしても、 いたり、結婚できない(者)」と捉 族は、「障害(者)」を 州における非仏教徒の山岳少数民 方でカンボジア北東部ラタナキリ 損などのインペアメント自体を ボジア人は、盲、聾、唖、四肢の欠 か、という意識調査においてカン なってきた。他方で、障害とは何 する差別の是正が従来から課題と 「障害」として認識しており、 「障害の社会モデル」が広範な理解 「野外で働 カン 他

カンボジアで一九九九年に実施

○万人は五○歳以上)が存在する

運動機能障害、 経済調査は、障害を盲、 の一・六%と結論づけている。 おいても、障害者の割合を全人口 同時期に行われた人口保健調査に を障害者であると結論づけ、 だ。その結果、全人口の一・五一% および原因(七タイプからの選択 様(一四タイプからの選択回答 された社会経済調査は、 視覚障害者一四万四〇〇〇人(一 者三〇万人(うち重度一三万人) 被害者四〜五万人、ポリオの後遺 態様別の障害者数として対人地雷 者」であると指摘する。さらに た、二〇〇四年に実施された社会 回答)についての設問も盛り込ん 症による障害者六万人、聴覚障害 人口一○○人あたり四人が障害 九つの態様に分類したうえで 学習障害、てんかん、その他 感覚障害、 障害の 聾、 精神障 ほぼ 唖 ま 能

万人と見積もっている。
における障害者数をおおよそ五五ア障害者機構は、カンボジア全土アはおいる障害者機構は、カンボジア全土の連合体のひとつであるカンボジの連合体のひとつである。なお、という研究者の指摘がある。なお、

と見なされない、第二に、全人口 れがある、 のための援助資金が減額される恐 各国政府からカンボジアの障害者 たと誤解されかねず、国際機関や 査に比べて一・四%に「減少」し 果、多くの障害者が統計上障害者 害の態様についての分類が狭い結 障害当事者団体から、第一に、障 これに対して地元紙の報道として 全人口に占める障害者の割合は 調査の結果として、カンボジアの に占める障害者の割合が前回の調 ンボジア国立統計研究所は、二〇 一・四四%であったと発表した。 ○八年に実施した最新の経済社会 ところで、二〇〇九年九月にカ との批判と懸念が表明

ており、障害者の増減や障害の態非障害者に分類される事態が生じ一人物が障害者に分類されたり、類基準が異なっているために、同類基準が異なっているために、同類がでいるが、ののとででは対しているに、カンボジアでは頻

された。

採用を求めていない、 統計研究所が統一した分類基準の ており、 関がことなった分類基準を提案し の背景には、 化を読み取ることができない。こ 様・原因別の動向の正確な経年変 点が潜んでいる。 また、これに対して国立 調査のたびに援助機 という問題

障害者をめぐる行政

話習得機会の拡大を打ち出した。 ターの配置および教員の点字、 課程への点字、手話インストラク

丰

する特別教育局をおき、二〇〇八 児と少数民族出身者の教育を所管 青少年・スポーツ省は本省に障害 体に委ねている。 義肢装具士の養成、 するほかは、 医療リハビリテーション病院を擁 する保健省は、 省とともに医療面で障害者を支援 社会福祉・退役軍人・青少年更生 たのは二〇〇三年である。 役軍人・青少年更生省が設置され 分割を経て、 変更してきた。 挙のつどにその編成と所管事項を されて以来、 会福祉・労働・退役軍人庁が設置 発足したカンボジア暫定政府に社 を所管する官庁は、一九九二年に カンボジアにおいて障害者行政 一障害児教育に関する国家 義肢・装具の製作、 現行の社会福祉・退 概ね国民議会議員選 首都圏に八カ所の たび重なる合併と さらに、教育 訓練は民間団 また、

の推進、 めの教材・教育法開発、教員養成 促進、公教育における障害児のた 障害児に関する地域社会の理解の であるというインクルーシヴ教育 提に可能なかぎり共に勉強すべき 受ける権利をもっていることを前 てすべての子どもが等しく教育を 政策」を発表し、公立学校にお 障害女児の就学率向

に資金、 る。 問題を抱えている。 による協力が欠かせない、 ためには国際機関や欧米のNGO 継続的で質の高い活動を維持する は行政機関、障害当事者団体とも 入向上などの活動を展開してい ル標準手話の開発、職業訓練、 医療リハビリテーション、クメー 事者団体が結成され、障害の予防 など障害の態様別に各種の障害当 ボジア盲人協会、聾唖者開発計画 たる活動を展開している。障害者 くのNGOが設立され、多岐にわ 以後、カンボジアでは国内に数多 にかかわる分野においても、カン 他方で、一九九一年の和平達成 しかしながら、カンボジアで 人材の面で脆弱であり、 という 収

国内施策における障害者

進を目指している。 規模融資を拡充し、 謳う。また、第五部「経済的再統 依拠しつつ、病院等における機能 リハビリテーション・センターに は、主にNGOが取り組んできた 部「身体的リハビリテーション」 全六部からなるが、とりわけ第三 である。この「国家行動計画」は 弾被害者を含む障害者国家行動計 中で優先課題として取り上げられ 開発に取り組んできた。これらの 向 に裨益する職業訓練機会および 合は、 て心理面の支援を拡充することを 疎外感への対処の重要性に着目し は、障害に起因する心的外傷後ス 「心の支援及び社会への再統合 回復訓練の拡充を構想し、 画」(二〇〇九年~二〇一一年 てこなかった障害者問題にはじめ な目標を設定して社会開発、 トレス障害や鬱状態、 て焦点をあてたのが「地雷・不発 [画」などを策定して長・中期的 -成立以来「社会経済開発五カ年 上が急務のカンボジアでは、 貧困の削減と国民の生活水準 障害者の生活水準の向上 障害者雇用促 社会からの 第四部 和 0

計画」は「身体的リハビリテーショ しかしながら、 この 「国家行

> 発弾被害者の身体的機能回復訓 いわざるを得ない。 とを目指す施策が限定的であると ボジア社会が障害者に歩み寄るこ フリー化を強調しておらず、 雇用率制度の確立、社会のバリア・ 改正に言及していない点や障害者 員就任を制限する公務員通則法の を求めている反面、 障害者にカンボジア社会への接近 おける事業の内容および到達目標 ある。また、「国家行動計画」に 発弾被害者を強く意識したもので を前提としている点など地雷・不 ン」が四肢に障害をもつ地雷・不 機能回復訓練や職業訓練など 障害者の公務 カン

)障害者の権利に関する法的

署名)、アジア太平洋障害者の 害者の機会均等準則(一九九三年 となっているほか、二〇〇七年に 計画(一九八二年署名)、国連隨 九九七年署名)、障害者世界行 ジア政府は、障害者の権利宣言(一 目指している。 議定書に署名し、 ○年(一九九四年署名)の締約国 一障害者の権利条約」および選 障害者の権利をめぐってカンボ それらの批准

国内の立法動向に目を転

七四条)を規定している。 を受ける権利 第六章においては、子どもが教育 も適用されると解される。 することを確認する。これらに続 利及び自由を有」(同条第二項) 他の地位にかかわらず、 下に平等であり、 声明し、「クメール市民は、法の とを掲げて国際人権規範の受容を 障し、尊重する」(第三一条)こ る条約及び協定が定める人権を保 性の権利及び子どもの権利に関す 章、世界人権宣言並びに人権、 び文化」において社会開発に関す グをおき、第六章「教育、 利及び義務」に豊富な人権カタロ 法は、第三章「クメール市民の権 の保障と貧困者に対する無償の医 く各論的条項はいずれも障害者に る諸規定をもつ。また、同憲法は 「カンボジア王国は、国際連合憲 対する最大限の配慮(第七三 (第七二条)、子ども及び女性 門地、 言語、 傷痍軍人に対する援護 文化及び社会」に関する 現行のカンボジア王国 社会的地位、 信条、宗教、 (第六五条)、健康 人種、皮膚の色、 財産その 政治的傾 同等の権 社会及 また、 (第 女

て、障害者関係法令は、主に軍人右のような憲法の規定に即し

なっている。 めどもたっていないことが問題と 規定もおかれておらず、法改正の 雇用上の差別禁止に関して何らの れた労働法には、障害者に対する ては、一九九七年に公布、 の不利益な取扱いの禁止をめぐっ ところが、障害者に対する雇用上 (一九九七年)が制定されている。 委員会の設置に関する大臣会議令 九九九年)、国家パラリンピック 関する大臣会議令(一九九五) の日」省庁間組織委員会の設置に を目的として、「障害者スポーツ いる。さらに、障害に関する啓発 (一九九九年)を公布、 領域においては、対人地雷禁止法 れてきた。とりわけ障害の予防の 啓発といった領域において整備さ 益な取扱いの禁止、障害に関する の予防措置、障害者に対する不利 を対象とする障害年金制度の整 障害者関係機関の設置、 施行して 施行さ 障害

障害年金の受給資格は長期にわたろカンボジアでは障害者関係法ろカンボジアでは障害者関係法制、障害予防法制はポスト紛争国制、障害予防法制はポスト紛争国を軸に展開されてきた。しかしながら、国軍兵士に対する傷痍軍ながら、国軍兵士に対する傷痍軍とのように、これまでのとこ以上のように、これまでのとこ

る勤続を条件としており、自動的る勤続を条件としており、自動的る動続を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的る動統を条件としており、自動的

障害者の権利法

とであると規定する。 かつ平等な社会参加を確保するこ テーションを通じた障害者の完全 さらに障害者の権利と自 張」(第一条)であると明記し、 欧米の障害者支援団体の協力を得 に対する差別の予防・軽減・撲滅 における障害者の権利の保障と伸 おいて同法の目的が「カンボジア 行されたのは、二〇〇九年である。 終案が取りまとめられて公布、 て一九九六年に着手されたが、 四章六〇カ条からなり、 障害者の権利法は、 障害者の権利法の起草作業は 障害者の利益の保護、 精神的な専門的リハビリ 前文および 日由の保 冒頭に 施

政府は関係省庁、障害当事者団体これらの目的を達成するため

保障し、民間の事業者および国家 第六章「教育」において国立学校、 の猶予期間が設けられた。また、 置が義務づけられたが、 移動、 務遂行能力に応じた労働の権利を 障害の有無による差別を禁じて職 る。また、雇用に関して第七章は、 者による学費負担の軽減を求め リキュラムの開発をすすめること て推進し、手話、 教育と障害児学級の設置を併行し 私立学校を問わずインクルーシヴ 経過措置として改装までに五年間 前に建設された施設については、 て、公共施設へのスロープ、手す 五章「公共施設のアクセス」におい の自立と社会参加にとって重要な 遇措置を講じる(第八章)。 障害者 章)、治療と医療リハビリテーショ 者に配慮した政策の策定(第三 害者政策の総合調整にあたらせ る障害者活動評議会を設置して障 雇用者ほか民間団体の代表からな 機関に対して「一定の比率」での ンを提供(第四章)し、税制上の優 (第二章)、さらに政府として障害 障害者用駐車スペース等の設 、教育、 私立学校に対しても障害 雇用に関しては、 点字、教材、 同法施行 第 力

向けて建設業界を積極的に指導す た、法律の制定を受けて国土管理・ かかわる規定が多数おかれた。 用など障害者の日常生活に密接に 施設のバリア・フリー 都市化• アクセシビリティ、 建設省建設局長は、 化の促進に 教育、 公共 ま 雇

また、

第二〇条に定める障害者と

わる諸権利の保障が欠けている。 と外的干渉からの保護に深くかか など障害者自身による権利の主張

することは、

カンボジアの医療シ

しての認定手続が医師の診断を要

ステムの現状に照らして全土にお

多くの、

者の権利条約に則して非差別、

生

る方針を表明している。

その反

面

障害者の権利法には、

0) 0)

アクセス、 アクセス、

プライバシーの尊重

表現の自由

情報 司法



さらに、

個

プノンペン市内では障害者全国評議会によって歩道の段差をスロープに付け替える バリアフリー化工事がすすめられている。(プノンペン市内で筆者撮影)

法律

るをえない。 審争訟的で比較的簡便な救済申立 際の脆弱な司法機関に代替する前 別具体的な権利侵害事件が生じた まう危険性を有する。 者が施策の網からこぼれ落ちてし とりわけ地方の農村に暮らす障害 ける実現可能性は低く、 て手段が設けられておらず、 り実施措置を欠いていると言わざ

今後の課題

れらを事実上補完し、 的資源の不足から脆弱であり、 日なお、 争の終結から二〇年近くを経た今 な 巻く環境は厳しいと言わざるを得 報から見る限りでも障害者を取り カンボジアでは限られた統計情 また一方で、 政府の機能は財政的、 国内的には紛 また重要な

0)

あらわれようとしている。 動向を意識した国内政策の輪郭が 政策文書を発表するなど、 潮流に乗るべく障害者の権利条約 おり、 際的には障害者の権利保障をめぐ 古 に署名し、 立するなどの着実な前進をみせて る課題は、 いるとは考えにくい。 [な人的・財政的基盤を確保し 事者団体、 (割が期待されている国内の カンボジアもいち早くその 障害児教育についての 障害者の権利条約が成 障害者支援団体も 他方で、 国際的 障 玉 7

えば、 害当事者の参加をいかに保障する 案・実施・評価の過程に対して障 う課題があり、そこには政策の立 うに実施、 法律の規定に沿うかたちでどのよ された「国家行動計画」が今後 い。 令がどのような内容をもつか、 される大臣会議令や関係機関の うな改正が加えられるか、 いう点に注目しなければならな 法律の実施を担保するために整備 今後の課題を挙げておきたい。 第三には、 か、 以上のような現状をふまえて、 第二に、立法に先行して決定 今後の運用の結果、 障害者の権利法についてい という問題を含んでいる。 制度化されるか、 教育や雇用におい どのよ また、 とい 第

> ればならない。 を制度構築の視点から検討しなけ をいかに解決するか、 現実に発生する個別具 という問題 体的な紛争

よつもと 玉 際協力研究科教授 けんじ /神

《参考文献

Disability Action Council [2001] Disabilities (Cambodia)" 'Country Profile: Study on Persons with

Sports [2008] "Policy on Education for Education, Youth and Sports Children with Disabilities" Ministry of Ministry of Education, Youth and

Survivors 2009-2011" Ministry of Disabilities, including Landmine / ERW Plan of Action for Persons with Ministry of Social Affairs, Veterans and Rehabilitation Social Affairs, Rehabilitation [2009], "National Veterans and Youth

1999" Ministry of Planning "Cambodia Socio-Economic Survey National Institute of Statistics [2000]

Survey 2000" Ministry of Planning National Institute of Statistics "Cambodia Demographic and National Institute of Statistics [2005] Health [2001

are not sins, Cambodia's disabled say' Phnom Penh Post [2002] "Disabilities Ministry of Planning

reduction and Development in play a role", Disability Knowledge and Thomas, Philippa [2005] Cambodia: Enabling disabled people to "Poverty 2004 Summary Subject Report

"Cambodia Socio-Economic Surve